

北海道告示第10968号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成30年10月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 講習の会場、実施年月日及び講習区分

講習地及び会場		実施年月日	講習区分
札幌市	北海道自治労会館	平成31年1月9日	消火設備
		平成31年1月10日	警報設備
		平成31年1月11日	避難設備・消火器
		平成31年3月 5日	警報設備
		平成31年3月 6日	消火設備 特殊消防用設備等
		平成31年3月 7日	避難設備・消火器
		平成31年3月 8日	警報設備
室蘭市	室蘭市市民会館	平成31年1月17日	警報設備
		平成31年1月18日	消火設備 避難設備・消火器
釧路市	道東経済センタービル	平成31年1月31日	警報設備
		平成31年2月1日	消火設備 避難設備・消火器
北見市	北見市民会館	平成31年1月24日	警報設備
		平成31年1月25日	消火設備 避難設備・消火器
旭川市	旭川市勤労者福祉会館	平成31年2月14日	警報設備
		平成31年2月15日	消火設備 避難設備・消火器
苫小牧市	苫小牧市民会館	平成31年2月7日	警報設備
		平成31年2月8日	消火設備 避難設備・消火器
帯広市	とかちプラザ	平成31年2月21日	警報設備
		平成31年2月22日	消火設備 避難設備・消火器
函館市	サン・リフレ函館	平成31年2月28日	警報設備
		平成31年3月 1日	消火設備 避難設備・消火器

2 講習時間割

- 9時 受付開始
- 9時20分 オリエンテーション
- 9時30分から12時まで 法令
- 13時から17時まで 技術
- 17時から17時30分まで 効果測定

3 講習対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後最初の4月1日から2年以内の者で、この講習を受けていないもの。
- (2) 前回受講した日以後最初の4月1日から5年以内で、この講習を受けていない者。
- (3) 上記(1)又は(2)の受講期間を経過している者。

注：受講期間を経過すると消防法違反点数(5点)加算、違反点数20点で免状返納となる。

：消防設備士免状を取得されている者で現在業務上使用していない者でもこの講習を受けなければならない。

4 講習の区分

講習区分	免状の種類
特殊消防用設備等	： 甲種特類
消火設備	： 甲・乙 第1・2・3類
警報設備	： 甲・乙 第4類 乙 第7類
避難設備・消火器	： 甲・乙 第5類 乙 第6類

5 受講申請書の受付期間

平成30年11月19日(月)～同年12月12日(水)

6 受講手数料

講習区分ごとに7,000円(北海道収入証紙によること。)

7 受講申請書の提出先

郵便番号060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル3階
一般社団法人 北海道消防設備協会 (電話番号 011 - 205 - 5951)

8 受講申請書備え先

各消防本部(署)、各総合振興局及び振興局地域政策部地域政策課、北海道総務部危機対策局
危機対策課並びに一般社団法人北海道消防設備協会